

視座

君死にたまふことなかれ

宮城県医師会常任理事

赤石 隆

今年になって、当県の地方紙に、次のような記事が載った。

介護老人保健施設入所中の90代の女性が死亡したのは、施設が必要な延命措置を取らなかったためだとして訴訟となり、第1回の口頭弁論が開かれたというのである。法人側は「原告が施設で継続して女性を診ることを希望したため医療機関への搬送を行わなかった。施設の医師は家族の意向に沿って対応した。」と主張、(中略)遺族側は「施設の医師は適切な医療機関に患者を移すかどうかを家族に選択させるべきだった。看取ることを念頭に置いた治療しか行わず不当だ」と主張している、とある。

方針について両者の主張は「言った、言わない」の点で食い違っているようだが、ここで問題にしたのはそのことではない。遺族側の主張の中の、『看取ることを念頭に置いた治療しか行わず不当だ』という点である。

さて、不当だと主張された治療方針は、しかしながら近年厚生労働省が全国の医療機関に配布し提唱された「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」に則ったものである。思うにこのメッセージの本質は2つある。一つは人間誰でも必ず迎える死というものに際して、自然の摂理に反して、人間の尊厳を壊してまでの医療行為はすべきでないというもの。二つ目は、経済ならびに社会効率の点から、非生産的ポピュレーションに財政的投入を行うことは、国家社会の健全な発展にブレーキをかける行為であり慎みなさいというもの。後者については「誰もそんなことは言ってないでしょ？文章をよく読みなさい。」とお叱りを受けるかもしれない。しかし、こんなことをお国が全医療機関に介入して言うべき立場なのだろうか。自然の摂理に反する行為に膨大な医療費が投入されるのに政府が干渉する理由は、要するに医療費の抑制、効率化は我が国の財政にとって解決すべき喫緊の課題であるからに他ならない。

最近筆者が経験する事例でも、地域包括ケアの一環として、自宅から肺炎で入院した高齢者が回復したものの、独居は困難につきケアハウスへと退院とした患者さんを引き取りに来たその職員が「しっかり看取らせていただきます。」との言葉を残して連れて行ったのに驚いたことがある。誰もそのような申し送りはしていないにもかかわらずである。

3月3日の新聞にはさらに、本年の集中治療学会で、『現状調査の結果、救命の見込みがあるにもかかわらず、終末期の患者と判断し必要な治療が行われていない懸念があるとして医師や看護師らに対し治療方針を慎重に決めるよう求める勧告を出した』とあり、これについての医療倫理学の専門家のコメントも載せている。この学会はこれまでは今回とは反対方法の趣旨である、無条件な救命への努力は慎重にせよという内容を何回かの勧告、宣言で述べてきている。



今このような動きが現場の静かな『ブーム』となりつつあることを示す事例を挙げた。厚生労働省が比較的ひっそりと通達したメッセージは確実に浸透し、コンセンサスとなりつつあるように見受けられる。

ところで、疾病で死亡するのは自然な死ではないのだろうか？虫垂炎を放置して腹膜炎になって死亡することは、自然の摂理以外の何物でもない。糖尿病が結局人の死を早めるのも同様である。先に述べた例との違いを述べよと試験問題を出したら、どんな答えが返ってくるのであろうか。胃ろうを嫌ってペースメーカーやステントを受容する理由はなんであろうか。正しい人生の最終段階というのは一体どんなものなのだろうか。

一方世間では、介護施設の何階かから入所者を突き落としたり、障害者施設の元職員が本人が正しいと主張する『理念』に基づき入所者を殺傷するなどの事件が現実には起きている。

ここには深い闇が潜んでいると私は考えるが、本稿で問題にしたいのは、これらの風潮に関わる医師の権限についてである。時代が変わりつつあると言われても、医師は人を殺す（とまではいなくても不作為によって死なす）権利をいつ、誰から付与されつつあるのだろうかという点である。一部の人たちが先進国と称賛してやまないオランダにはそういうことはあるようだが。近年各方面からいじめられている医師に対して、国家ないしは世論はそんな途方も無い権限をいつくださったのだろうか。医師がしたり顔をして人生の最終段階宣言をするのは誰に教わったのだろうか。

今さら何をと言われるかもしれないが、医療行為を行う目的は、社会が変われば変化するのであろうか。国にとってみれば、生産的年代が自然の摂理にしたがって欠けるのは好ましくなくて、非生産的世代は、あまり手間をかけないでこの世を去って欲しいのであろうが、我々にとってそれに手を貸す義務はあるのだろうか。

この段階で結論を述べるのは甚だ恐縮だが、現場の医師には、国家並びに世間の「時代のしからしむる」理念にしたがい目の前の患者を不作為により死なせる義務はない。我々の職業の倫理、価値基準は、それらのものとは違ったところにあるべきではないだろうか。

与謝野晶子の表現を借りてこの稿を終わる。

『……親は刃をにぎらせて 人を殺せとをしへしや……』。